投票者の権利章典

1. **登録有権者であれば、投票する権利があります。**

   登録有権者とは、獄中、重罪の仮釈放中でない、または重罪の有罪判決を受けていない同州在住の18歳以上の米国市民で、かつ現住所で投票登録を済ませているひとのことです。

2. **自分の名前が選挙人名簿に載っていない場合でも、仮投票できる権利があります。**

3. **投票終了前に、投票場に入っており、列に並んでいる場合は、投票できる権利があります。**

4. **脅迫を受けることなく無記名投票を行える権利があります。**

5. **間違いをしたと思った場合、投票前に、新しい投票用紙を受け取る権利があります。**

   間違いを犯したと思った場合、投票を最終的に行う前であればいつでも、記載済み投票用紙を新しいものと交換してもらう権利があります。郵便投票者も投票日に投票場終了前に、選挙管理人に記載済み投票用紙を返す場合、新しい投票用紙を要求して、それを受け取ることができます。

6. **自分一人で投票できない場合は、投票の際に助けを受けられる権利があります。**

7. **同じ郡内であればどの選挙区でも完了した郵便投票用紙を持って行ける権利があります。**

8. **英語以外の言語で印刷するに足る十分な人数の住人が選挙区に在住する場合、英語以外の言語による選挙関係印刷物を入手できる権利があります。**

9. **選挙手順について質問し、選挙過程を見学できる権利があります。**

   選挙区委員会および選挙管理人に選挙手順について質問し、解答を得るか、または解答が得られる適切な選挙管理人を照会される権利があります。ただし、執拗な質問により選挙区委員会または選挙管理人の義務遂行が妨害される場合は、選挙区委員会または選挙管理人が質問への応対を中止する場合があります。

10. **不法または不正な行為があった場合、最寄の選挙管理人または州務長官事務所まで通報できる権利があります。**

特別通知

- 投票所は、掲示サンプル投票用紙に記載されている日の午前7時から午後8時まで開いています。
- 仮投票の投票方法を含む、投票方法に関する特定の説明は、投票所係員から入手いただくか、または地域の選挙委員が郵送した情報をお読みください。
- 新規登録の投票者の方は、連邦法に基づき適切な身分証明書または他の書類の提示を求められることがあります。しかし、これらの書類を提示しなくても、仮投票を行う権利が誰にでもあることを忘れないでください。
- 連邦法および州法における投票要件をすべて満たさない場合、有権者として自称することは違法です。
- 投票機を不正に改ざんすることは違法です。

以上の権利を一つでも否定されたと思う場合、または選挙に関する不正または違法行為に気づいた場合は、州務長官の守秘ホットライン(フリーダイヤル)までお電話ください。

投票者ホットライン 1-800-339-2865